

No.	分類	業務名	質問	回答	掲載日
1	機能別連携仕様	全業務	機能別連携仕様（住民基本台帳）_Outputの連携ID：001o005、001o006について、連携先の業務によってOutput項目が異なる。 住民記録システムとしては、各業務のOに従い各業務毎にレイアウトを作成するのか。それともレイアウトは同一なのか。 また、レイアウトが同一である場合、Oの記載がない業務についてはNULLとして出力されるのか。	「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に記載のとおり、Output時の連携データレイアウトは連携ID単位で同一です。 そのため、出力するデータ項目に「O」が記載されているかに関わらず住民基本台帳からは定義されているデータ項目が全て出力されますが、連携先の各業務で取り込む必要があるデータ項目は「O」が記載されているもののみになります。 また、Oの記載がない連携先の業務についても連携データレイアウトに定義される項目は、連携元の業務が全てのデータ項目を出力することを想定しておりません。 連携元の業務が、全ての業務の連携先の業務の連携レイアウトを作成することは合理的ではないことから、上記規定としております。 (参考) 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書 3.2 機能別連携仕様 (2) 各カラムの説明 ① 連携 ID (略) 複数の標準準拠システム等に対して提供する場合も、データレイアウトは連携 ID ごとに同一である。	2023/5/31
2	機能別連携仕様	全業務	連携方法でAPI連携とファイル連携どちらにも○が記載されていないものがある。	以下のとおり、外部システムとの連携については、どちらも「○」が記載されません。 (参考) 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書 3.2 機能別連携仕様 (2) 各カラムの説明 ③API連携 ④ファイル連携 (略) ただし、外部システムとの連携については、外部システムのインターフェース仕様に基づることから、「○」は記載しない。	2023/5/31
3	機能別連携仕様	全業務	原則ファイル連携の規定に変わっているが、経緯を知りたい。 また、住民異動情報等は即時性が求められる連携であるが、ファイル連携が妥当なのか。	共通機能等技術要件検討会において、ベンダより様々なご意見（※1）をいただき、令和7年度までにおいて、庁内データ連携は「ファイル連携」を基本とし、「API連携」はAPIによる連携が必要となる一部の連携（※2）のみに限定する方針としました。 なお、即時性が求められる連携をAPI連携の対象とすることも検討しましたが、短い周期でファイル出力を監視することにより、技術的に即時連携の対応が可能であることからAPI連携の対象とはしていません。 (※1) API連携の場合にPUSH連携の規定がない、ベンダの実装コストの増大等技術的課題のご意見 (※2) リクエスト側のデータの提供を起点として、それに対するレスポンス結果を用いてオンライン処理が必要となる連携	2023/5/31

No.	分類	業務名	質問	回答	掲載日
4	機能別連携仕様	全業務	副本登録に関する情報のOutput先が、業務によって中間サーバになっているものと団体内統合宛名機能になっているものがあるように感じられますが、統一しなくてよいのでしょうか？	標準仕様書間の横並び調整方針「7. 団体内統合宛名番号に関すること」に記載のとおり、団体内統合宛名を經由して中間サーバと連携するように統一しました。	2023/5/31
5	機能別連携仕様	全業務	アドレス・ベース・レジストリとの連携が追加になっているが、住所辞書にアドレス・ベース・レジストリを採用するということか。	システムにおける内部的な住所辞書については、どのような住所辞書を保持するかについて規定はありませんが、アドレス・ベース・レジストリの規定で出力していただく必要があります。 (参考) アドレス・ベース・レジストリ (デジタル庁) https://www.digital.go.jp/policies/base_registry_address/	2023/5/31
6	機能別連携仕様	全業務	標準仕様書に標準化対象外機能や独自施策との連携の規定があるが、連携要件には規定されていない。なぜか。	独自施策システムとの連携については、機能別連携仕様に規定せず、「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書」の「3.3 独自施策システム等連携仕様」に規定しておりますので、ご確認ください。	2023/5/31
7	機能別連携仕様	個人住民税	連携ID：010o008で、データ項目IDが重複しているのはなぜか。	「個人住民税所得情報」「個人住民税控除情報」「個人住民税課税標準情報」「個人住民税額控除情報」については、基本データリストに記載のとおり、コード値による正規化を行っております。そのため、Output時のデータ項目IDは同一となります。	2023/5/31
8	基本データリスト	全業務	宛名番号にデータ型Xが規定されているが、0埋めを行う必要があるか。行う必要がない場合、何故データ型9ではないのか。	0埋めを行う必要はありません。他方、過去データの中で0埋めを行っているデータもあることから、どちらでも対応が可能なようにデータ型Xを採用しております。	2023/5/31
9	基本データリスト	全業務	基本データリストのとおりシステムのデータベースを構築する必要があるか。	「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書」に記載のとおり、データ要件は入出力の規定です。標準準拠システムのデータベースの構造その他の実装方法については、標準準拠システムを提供する事業者の競争領域とし、必ずしも、データ要件の標準に定めるとおりとする必要はありません。	2023/5/31
10	基本データリスト	全業務	コード一覧のとおりシステム実装を行う必要があるか。	「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書」に記載のとおり、データ要件は入出力の規定です。移行時や連携時には基本データリストのコード一覧での入出力をお願いいたします。実装方法については、標準準拠システムを提供する事業者の競争領域とし、必ずしも、データ要件の標準に定めるとおりとする必要はありません。上記より、マッピングの対応でも差し支えありません。	2023/5/31
11	基本データリスト	全業務	市区町村コードは5桁で良いのではないかと。都道府県コード（2桁）＋市区町村コード（3桁）で規定されており、6桁目（チェックデジットを含む）にする必要性がわからない。	GIF(政府相互運用性フレームワーク) 及びアドレス・ベース・レジストリの規定を踏まえ、全国地方公共団体コード（6桁）を採用しております。	2023/5/31
12	基本データリスト	全業務	データ型Nについて、半角文字列との混合は許容されるか。	データ型Nは全角文字列の規定としており、半角文字列との混合は許容されません。	2023/5/31

No.	分類	業務名	質問	回答	掲載日
13	基本データリスト	全業務	標準準拠システムの移行データ作成仕様は基本データリストを利用することでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。基本データリストに規定するグループ単位で、データ移行のご対応をお願いいたします。	2023/5/31
14	基本データリスト	全業務	データ出力条件が条件付き必須の項目で、条件判断を行う項目のデータ出力条件が任意で、かつ出力を行わない場合、当該項目はどのような取り扱いとなるか。	参照項目が実装されない場合は、その項目をデータ出力条件として参照している項目のデータ出力条件は任意扱いとしてください。	2023/5/31
15	基本データリスト	全業務	履歴を管理できるグループについて、履歴番号の採番方法に関しては、統一的なルールがあるのか。	当該項目の項目説明欄に記載の方針で採番いただくことを想定しておりますが、データ出力時には、原則、主キー項目で一意となるよう採番し、データを出力いただければ問題ございません。	2023/5/31 2024/12/25掲載終了
16	基本データリスト	全業務	現在の制度では、既に廃止となっている項目やコード値が規定されているものもある。標準準拠システムで保持する必要はないのではないか。	システム切替によるデータ移行時に、過去のデータとして保持しているケースを想定して、規定しております。	2023/5/31
17	基本データリスト	全業務	標準仕様書上で【管理項目】の記載があるが、基本データリストに規定されていない項目が見受けられる。	「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書」に記載のとおり、システム制御やシステム運用に必要なデータ項目は、標準準拠システムのプログラムの構造に係るものであり、標準準拠システムを提供する事業者の競争領域に関わるものであると整理しております。そのため、【管理項目】に記載のある項目であってもデータ要件の標準の対象とみなしておりません。	2023/5/31
18	基本データリスト	地方税（共通）	地方税（共通）は、他税目のように独立した業務として定義されているか。	税務システム標準仕様書のFAQ「No.42」に記載のとおり、地方税（共通）単独でシステム構築を想定しているものではなく、各税目及び収滞納管理の共通的な要件としてご確認ください。	2023/5/31
19	基本データリスト	生活保護	生活保護システムの基本データリストが、市区町村向けのシステムであることを前提として「宛名番号」を持つように記載されているが、都道府県向けのシステムの場合の市区町村コードと宛名番号の管理が不明確である。「市区町村コード」「宛名番号」のセット例として、都道府県向けシステムの場合の例を示してほしい。	市区町村コードは、進達元の市区町村コードを設定することを想定しております。都道府県においても都道府県独自で宛名管理を行うことを想定していることから、宛名番号については、都道府県で管理している宛名番号を設定することを想定しております。	2023/5/31
20	基本データリスト	住民基本台帳（住民記録システム）	データ項目ID：00100188 選挙人名簿登録有無 データ項目ID：00100189 国保資格有無 データ項目ID：00100192 後期高齢資格有無 データ項目ID：00100195 介護資格有無 データ項目ID：00100204 児童手当資格区分 上記項目について、他業務から連携が必要な項目と思われるが、機能別連携仕様の連携するデータ項目に記載が無い。どのように判断すれば良いか。	当該項目は、そのままのデータ項目を連携するのではなく、連携されている他の管理項目により判断を行うことを想定しております。	2023/10/31

No.	分類	業務名	質問	回答	掲載日
21	基本データリスト	住民基本台帳（住民記録システム）	データ出力条件が「任意」で、項目説明に「・・・の場合は、出力すること」の記載がある項目は、条件付き必須ではなく、項目説明欄に記載の条件に合致する場合でもnullでの出力を許容するというのか。	項目説明欄に記載の条件に合致する場合には、当該データ項目に何かしらの値が出力されることを想定しています。 データ出力条件の「条件付き必須」及び「任意」については、以下で整理しております。 条件付き必須：同一グループ内におけるデータ項目を基に条件を設定できるもの 任意：同一グループ内におけるデータ項目を基に条件を設定できないもの（制度的な概念を含む）	2023/10/31
22	機能別連携仕様	住民基本台帳（住民記録システム）	連携ID：001o005及び001o006について、個人番号の連携の有無以外にも項目の差異がある。個人番号以外の連携項目については統一しないのか。	両連携IDは、個人番号利用事務か否かで分けており、連携先の業務において必要なデータ項目についてOutputに規定しております。そのため、差異は生じるものであり、現状は統一する予定はございません。	2023/10/31
23	機能別連携仕様	住民基本台帳（住民記録システム）	連携ID：001o006について、当該インターフェースは個人番号ありと定義されているが、データ項目ID：00100010 個人番号 が未設定の方についても異動情報は作成されるのか。	データ項目ID：00100010「個人番号」の項目説明に記載のとおり、システム障害等により個人番号が生成されていない場合又は既に除票となっており、未付番の場合が想定されます。 そのため、当該データ項目のデータ出力条件は「任意」としており、当該データ項目に値が設定されていない場合においても異動情報は作成される想定です。	2023/10/31
24	基本データリスト	住民基本台帳（住民記録システム）	データ項目ID：00100044 続柄コード1 に設定される「2X」について、続柄コード1～4が「2X、20、11、20」の場合、どのような解釈になるか。	当該規定は、住基ネット改造仕様書を参考にしております。ご質問の「2X、20、11、20」と設定された場合、子（子の夫）の子となります。	2023/10/31
25	基本データリスト	住民基本台帳（住民記録システム）	データ項目ID：00100493 支援を求める事務対象区分_住民票の写し等の交付（前住所等）の項目定義に「住民票の除票の写し等の交付（前住所等）の支援を求めるかどうかの区分」とあるが、データ項目ID：00100453～00100460 の支援措置対象者の前住所の情報については、転入前住所（他市町村で除票となった住所）のデータが出力されるということでしょうか。転居前住所等の同一市町村内の住所履歴を出力する項目ではないことを確認したい。	ご認識のとおり、データ項目ID：00100453～00100460 については、転入前の他市町村で除票となった住所のデータが出力されるものであり、同一市町村内の転居前の住所の履歴は該当しません。	2023/10/31

No.	分類	業務名	質問	回答	掲載日
26	基本データリスト	住民基本台帳（住民記録システム）	グループ名称：支援措置申出書情報（当初受付） データ項目ID：00100435～00100441 支援対象者_本籍_ データ項目ID：00100442～00100448支援対象者_前本籍_ について、対象者の戸籍の特定に筆頭者の情報が必要となりますので、「支援対象者_筆頭者」及び「支援対象者_前本籍_筆頭者」の項目追加が必要ではないか。 同一本籍地の地番に離婚前後の筆頭者が異なる戸籍が存在するケース等があり、双方の戸籍が支援対象となることから区別する必要があると考える。「筆頭者」の項目が無いと支援措置の対象となる戸籍が特定できず、抜け漏れが発生する危険性がある。	支援措置申出書の中に筆頭者項目は存在していないことから、不要と考えております。 また、申出書に記載の項目以外で出力すべき項目がある場合は、データ項目ID：00100452「支援措置対象者_その他」をご活用いただくようお願いいたします。	2023/10/31
27	基本データリスト	住民基本台帳（住民記録システム）	支援措置対象者の氏名に変更が生じることがあるため、データ項目ID：00100417 支援対象者_氏名 とは別に、その支援措置対象となる住民票の除票に記載されている氏名の情報が無いと、支援対象者の除票を特定できないのではないかと。	申出書に記載の項目以外で出力すべき項目がある場合は、データ項目ID：00100452「支援措置対象者_その他」をご活用いただくようお願いいたします。	2023/10/31 2024/12/25更新
28	基本データリスト	全業務	「全国地方公共団体コード」について、基本データリストでは6桁で規定されている。例えば、「既存住基システム改造仕様書（J-LIS）」のインターフェースでは「市町村コードはJISで制定したコードとする。」とあり、文字型5桁となっているが、基本データリストにおいて6桁とする理由は何か。	基本データリストにおける「市区町村コード」は、GIF及びアドレス・ベース・レジストリの規定を踏まえ作成しており、これらの規定が6桁であることから現状の規定としております。住基ネットとの連携における規定と異なりますが、一対一の対応が可能であることから、変換のうえご対応いただくようお願いいたします。	2023/10/31
29	機能別連携仕様	住民基本台帳（住民記録システム）	火葬等許可事務システム標準仕様書では、住民記録システムと火葬等許可事務システムとのデータ連携について記載されている。当該連携について、機能別連携仕様へ反映される時期はいつか。	両システムの連携要件については、住民記録システム標準仕様書の振り仮名法制化対応の際に対応をすることを検討しております。	2023/10/31 2024/2/29掲載終了
30	基本データリスト	住民基本台帳（住民記録システム）	ベンダー間で疑義が生じないように代表的な地区管理コード（例 小学校区など）は事前に明示しておいて欲しいです。	管理する任意の地区については、各地方公共団体で様々であることから、各地方公共団体でご検討いただけますようお願いいたします。	2023/10/31
31	基本データリスト	住民基本台帳（住民記録システム）	グループ名称：支援措置申出書情報（当初受付） データ項目ID：00100442～00100448 支援対象者_前本籍 について、支援措置の対象となる戸籍は、前本籍以前の「前々本籍」「前々々本籍」「前々々々本籍」…も該当するため、複数の戸籍が設定できるような項目の追加が必要ではないか。	前本籍よりも前の本籍については、申出書に記載の項目以外であることから、データ項目ID：00100452「支援措置対象者_その他」をご活用いただくようお願いいたします。	2023/10/31
32	機能別連携仕様	個人住民税	連携ID：036o005及び036o010について、統合収納管理機能への調定収納情報照会（統合収納納）の連携インターフェースとなるが、実装類型が「○」となっている。標準仕様書関連箇所に記載されている個人住民税標準仕様書の機能ID：0100683の実装区分は「実装必須機能」となっており、どちらが正しい情報となるか。	個人住民税標準仕様書の機能ID：0100683の備考の記載及び統合収納管理及び統合滞納管理の性質を踏まえ、連携要件の実装類型を「○」としております。 （参考）個人住民税標準仕様書 機能ID：0100683の備考より 統合収納管理機能・統合滞納管理機能との連携は、デジタル庁が策定する「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する統合収納管理機能・統合滞納管理機能に従うこととする。	2023/10/31

No.	分類	業務名	質問	回答	掲載日
33	機能別連携仕様	法人住民税	連携ID：011i003（枝番01）、011i003（枝番02）について、第3.0版において削除されている。011i003（枝番00）で取り込む電子申告のxmlファイル内に別表情報も含まれているため、別表個別の連携要件を削除したということか。 法人住民税標準仕様書 機能ID：0110203にて「eLTAXから、各種申告書別表データを取り込めること。」は要件として存在していることから、別表の取り込みは不可という意味合いではないと考えて良いか。	ご認識のとおりです。 第3.0版において、連携ID：011i003（枝番01）、011i003（枝番02）は、011i003（枝番00）に統合しております。そのため、別表の取込は可能です。	2023/10/31
34	基本データリスト	固定資産税	データ項目ID：01201076 共有資産番号 について、当該データ項目は標準仕様書に記載されていない項目となるが、共有構成で持分割合を保持する宛名コードのようなものと想定している。 項目説明に記載の「同一納税義務者宛名番号において、共有資産番号が異なる、かつ、通知書番号が同一である場合」というのはどのような状況で発生するか。	当該データ項目は、同一共有構成で持分割合が異なる場合に、利用するものとなります。 なお、同一共有構成で持分割合が異なる場合は、宛名番号等を別途取得するケースもあると考えており、それを否定するものではありません。	2023/10/31
35	機能別連携仕様	軽自動車税	・個人住民税の個人住民税期別単位調定情報グループ ・固定資産税の固定調定情報グループ ・軽自動車税の軽自動車税調定情報グループ 上記グループにおいて、収納管理システムへの連携データ項目として「通知年月日」と「納税通知書発送日」が規定されているが、この2項目の違いは何か。	「通知年月日」は税務システム標準仕様書（収納管理）の機能ID：0140417に対応するもので、更正通知等も含めて課税情報に関する帳票について、対象者へ受け渡しを行った年月日を管理する項目となります。 また、「納税通知書発送日」は当初課税時の納税通知書発送日を管理する項目となります。	2023/10/31
36	基本データリスト	収納管理（税務システム）	コードID：006 収納区分 について、今回追加・変更されたコード値06「振替先」、07「振替元」の経緯は何か。	税務システム標準仕様書（収納管理）の機能ID：0140050に対応するため修正を行いました。 当初は「振替」という1つのコード値のみ定義しておりましたが、振替先のプラス金額、振替元のマイナス金額をそれぞれ管理する必要があるというご意見を踏まえ、「振替先」「振替元」に分割する修正を行いました。	2023/10/31
37	基本データリスト	収納管理（税務システム）	データ項目ID：01400876 クレジット支払期限 について、今回の改定で削除されているが、経緯は何か。 また、データ項目ID：01400179 マルチペイメント支払期限 はペイジー納付に対する取扱期限として整理しており、これとは別項目として管理すべきと考える。	機能要件上の記載を踏まえ、クレジット支払期限は、データ項目ID：01400178「コンビナーコード使用期限」の項目において管理するものと整理し、データ項目を削除いたしました。	2023/10/31
38	基本データリスト	全業務	基本データリストにおける、コード「999」が設定されたデータ項目（項目説明：各自治体固有のコード利用を想定）について、自治体（またはシステム仕様）独自に定義したコード値を設定するため、連携や移行時に変換が必要となるが、どのような想定か。	独自コードの移行については、現状と同様、移行時に移行元先事業者及び地方公共団体において個別調整いただくことを想定しています。	2023/10/31

No.	分類	業務名	質問	回答	掲載日
39	基本データリスト	地方税（共通）	データ項目ID：01600461～01600500（税共通法人宛名情報グループ）について、法人住民税の「法人基本情報」と項目が類似しているが、追加する目的は何か。	法人住民税の業務として取り扱うのは自治体に設立・設置届出があった法人だけであり、法人住民税の課税義務が無い法人は管理されないという意見を踏まえ、法人宛名全般を管理するためのグループが必要と判断し追加いたしました。	2023/10/31
40	基本データリスト	全業務	「031：住登外者宛名番号管理」「032：団体内統合宛名」のコード一覧はどこで公開されているか。	共通機能標準仕様書において定義されております「住登外者宛名番号管理」及び「団体内統合宛名」の項目定義書をご確認ください。 https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/common-feature-specification	2023/10/31
41	基本データリスト	全業務	『コードに記載されている値』について、以下の認識で良いか。 ①「〇〇〇」の数値3桁で記載されているコードは、該当業務の基本データリストのコード一覧に記載されているコードとなる。ただし「999」を除く。 ②「999」で記載されているコードは、基本データリストとしてのコードは規定しないコードであり、各自治体にて任意に決定できるコードである ③「〇〇〇-△△△」の数値3桁-数値3桁で記載されているコードは、先頭の「〇〇〇」が当該業務IDを表し、後ろの「△△△」がコードIDを表す。「001-001」と記載した場合は、「001住民基本台帳」の「001」のコードを指すこととなる。	ご認識のとおりです。 詳細は、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の「2.2基本データリスト」のうち、（2）（a）⑨及び（b）をご参照ください。	2023/10/31
42	基本データリスト	全業務	基本データリストに関する記載内容と各省庁が公開する標準仕様書の管理項目に関する記載内容に相違があった場合、どちらが優先されるのか。	原則として、制度所管省庁が規定する標準仕様書機能要件が優先されます。他方、当庁が横並び調整方針等でお示しした場合についてはその限りではないことから、相違があった場合においては、制度所管省庁と協議のうえ整理しております。	2023/10/31
43	基本データリスト	子ども・子育て支援	事業所基本情報 データ項目ID：02800826 事業所_方書 データ項目ID：02802197 事業所_建物名・部屋番号等 について、「02802197 事業所_建物名・部屋番号等」が追加になりましたが、「02800826 事業所_方書」とは別に本項目が存在する意図は何か。 どの場合に「事業所_方書」を出力し、どの場合に「事業所_建物名・部屋番号等」を出力するのか。	データ項目ID：02802197「事業所_建物名・部屋番号等」は、「ここdeサーチ」との連携を想定し、当該データ項目に倣って追加したものです。他方、データ項目ID：02800826「事業所_方書」については、アドレス・ベース・レジストリに基づき全業務横並びで規定している項目です。自治体の運用に合わせ、利便性の高いデータ項目を使用いただくことを想定しています。	2023/10/31

No.	分類	業務名	質問	回答	掲載日
44	基本データリスト	子ども・子育て支援	<p>事業所基本情報（事業所定員情報）グループには、認定区分や年齢区分ごとの利用定員は規定しているが、空き定員については規定されていない。</p> <p>このため基本データリスト上の項目から空き定員を算出する場合において、認定区分や年齢区分を考慮した上で利用定員から契約児童の人数を差し引くなどの計算が必要となると考えるが、事業所基本情報（事業所定員情報）グループ等に、任意項目として年齢区分ごとの空き定員を管理する項目が必要ではないか。</p>	<p>「空き定員」については、現状の基本データリストに規定している項目を使用し、計算により算出できる認識です。</p> <p>したがって、機能標準化基準を実現するために必要なデータのレイアウトの標準としている基本データリストへの規定は不要と整理しています。</p> <p>なお、開発事業者の判断によりシステム上で管理することを妨げるものではありません。</p>	2023/10/31
45	基本データリスト	子ども・子育て支援	<p>データ項目ID：02800040 申請区 について、指定都市の場合、複数区をまたがる待機申請が存在するが、その場合、申請区は第一希望園の所在する区となるか。</p>	<p>指定都市ごとの運用を想定しております。よって、第一希望の園が所在する区とすることも可能と考えます。</p>	2023/10/31
46	基本データリスト	子ども・子育て支援	<p>幼稚園等在園者にあつては、在園している幼稚園等の預かり保育の実施状況（年間200日以上かつ1日8時間以上開園か否か）により、併用する認可外保育施設等の利用料に対する施設等利用費支給の可否が決まるため、機能ID：0280530 について、基本データリストに幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）の預かり保育の実施状況（年間200日以上かつ1日8時間以上開園）に関するフラグを加える必要があると考える。</p>	<p>預かり保育の実施状況については、事業所基本情報グループのデータ項目ID：02800845「預かり保育事業支払区分」に値が管理されるか否かで、実施・未実施の判定が可能と考えます。</p> <p>そのため、ご指摘の項目追加は不要と整理しております。</p>	2023/10/31
47	基本データリスト	全業務	<p>最新フラグ及び削除フラグの設定方法について伺いたい。</p>	<p>デジタル庁ウェブサイト「共通機能の標準仕様」ページに掲載している『「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に関するリファレンス』の「3. 庁内データ連携に関するリファレンス」に示しておりますのでご確認ください。</p>	2023/10/31 2024/2/29更新
48	基本データリスト	全業務	<p>基本データリストの「操作者ID」の桁数について、10桁とされていますが、桁数を拡張いただきたい。</p>	<p>現状11桁以上で管理している開発事業者があることは存じておりますが、全国意見照会等でのご意見を踏まえ、桁数拡張のコストが高くなること、可能な限り数字に意味を持たせるということを少なくしていきたいこと、単純な連番であれば10桁で足りない市区町村があるとは考えにくいことから、現在の規定としております。</p>	2023/10/31
49	機能別連携仕様	介護保険	<p>連携ID:023o006について、「③施設入退所情報」において想定される対象施設は「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」、「介護医療院」の4施設でよいか。</p>	<p>介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設（設置期限：令和5年度末）への入退所に関する情報を指します。</p>	2024/2/29
50	機能別連携仕様	介護保険	<p>現行の認定審査会システムに関しては、住基システムと直接連携ではなく、手動連携を行っている。その上で、標準化後は、例えば、介護申請から審査会開催までの間において、申請者の住民情報に訂正があった場合でも、訂正内容が反映された情報の連携は都度可能なのか。</p>	<p>標準準拠システム間の連携は、機能別連携仕様で規定された連携方法にて対応いただく想定です。したがって、認定審査会システムがサブユニットとして単独調達されるのであれば、介護保険システムから認定審査会システムへ住民情報が連携される想定です。</p>	2024/2/29

No.	分類	業務名	質問	回答	掲載日
51	基本データリスト	国民健康保険	通知書情報グループ及び期別情報グループについて、グループ構成表備考欄に「統合収納管理を採用する場合、代替可能のため出力不要」の記載がない。調定収納情報と同義であるため、統合収納管理を採用する場合は代替可能であり、出力不要ではないか。	通知書情報グループ及び期別情報グループは賦課管理機能に係るグループとなるため、統合収納管理機能を採用する場合であっても出力は必要となります。	2024/2/29
52	基本データリスト	国民健康保険	統合収納管理・統合滞納管理を採用する場合、納付書、督促状等は統合収納管理・統合滞納管理で発行する。このため、グループ構成表の発送履歴情報グループ及び発行履歴管理グループの備考欄には、統合収納管理を採用する場合、代替可能のため出力不要である旨の記載が必要ではないか。	賦課システム側における納付書の発行も想定されるため、統合収納管理機能を採用する場合であっても出力は必要となります。	2024/2/29
53	基本データリスト	住民基本台帳（住民記録システム）	「データ要件・連携要件標準仕様書（各論）主な改定内容について」で「振り仮名」と「フリガナ」を別物として定義している。 データ項目ID：00100025氏名_振り仮名（フリガナ）の1項目で日本人の「振り仮名」と「フリガナ（旧氏）」を管理するように見えるが、これは可能なのか。	データ項目ID：00100025「氏名_振り仮名（フリガナ）」は日本人住民の氏名の振り仮名及び外国人住民の氏名のフリガナを管理するデータ項目であるため「振り仮名（フリガナ）」としており、旧氏の振り仮名は別途データ項目ID：00100032「旧氏_フリガナ」で管理しております。	2024/2/29
54	基本データリスト	住民基本台帳（住民記録システム）	住民記録システムから選挙人名簿管理システムへの連携は日々の異動（差分）のデータだけではなく選挙人名簿管理システムにて全件のデータを随時連携にて行っており、全件データの連携が必要であり、機能別連携仕様に規定いただきたい。	当該連携のデータの連携頻度については住民記録システム標準仕様書に特段の記載がないため、連携頻度は事業者及び地方公共団体にてご判断いただくこととなります。なお、全件、差分連携に関わらず同一の連携IDを使用する想定です。 （参考） データ要件・連携要件標準仕様書（総論）3.2機能別連携仕様 機能要件に明確に記載がある場合は、その内容を記載する。機能要件に記載がない場合は空欄とし、連携頻度は事業者と地方公共団体の判断とする。	2024/2/29
55	基本データリスト	住民基本台帳（住民記録システム）	本籍地情報も、地方税（共通）のデータ連携項目に必要ではないか。 死亡者の相続人追跡を行うにあたり本籍地照会を行っているが、自所属のシステムで確認できない場合に調査を要する人的コスト、時間のコストが膨大となるおそれがあるため必要と考える。	税務システム標準仕様書（税務共通）において、当該データ項目の管理が記載されていないことから、データ連携をする規定としておりません。	2024/2/29
56	基本データリスト	住民基本台帳（住民記録システム）	グループID：001023（除票用データベース）の説明に「レイアウトは住民情報グループ・・・と同様とする。」とあるが、「標準化基準施行前に除票となったものについては、この限りでない」と解釈してよいか。	住民記録システム標準仕様書（機能ID：0010013）において、除票のデータベースはデジタル庁が規定する「データ要件・連携要件標準仕様書」におけるデータ要件の標準に従うことと記載されているため、標準化基準施行前に除票となったものについても同様に従う必要があります。	2024/2/29
57	基本データリスト	住民基本台帳（住民記録システム）	「旧氏_振り仮名公証・フリガナ確認状況」の追加予定はあるか。	今後、住民記録システム標準仕様書の改定により旧氏の振り仮名の公証フラグを管理する規定となった場合にはデータ要件・連携要件標準仕様書（各論）においても対応する想定です。	2024/2/29

No.	分類	業務名	質問	回答	掲載日
58	基本データリスト	印鑑登録	連携ID：002o001について、機能別連携仕様（住基）連携ID：001o011の枝番02と同様に、仮登録中のコンビニ交付による証明発行を抑制するため、仮登録状態を①印鑑登録システムが、②コンビニ交付用証明発行サーバに、③印鑑登録の仮登録状態を、④提供する、必要があるのではないか。	コードID：009「印鑑独自抑止事由」のコード値：9「その他」で抑止可能と想定しております。	2024/2/29
59	基本データリスト	戸籍附票	基本データリストにある「戸籍附票_支援措置対象者情報」グループと「戸籍附票_支援措置申出書情報（当初受付）、戸籍附票_支援措置申出書情報（転送受付）」グループは、支援措置管理番号で紐づく情報だと考えるが、「戸籍附票_支援措置対象者情報」には支援措置管理番号が存在しない。 基本データリストを出力した際の、支援措置対象者情報と支援措置申出書情報の紐づけが必要ではないか。	1人の支援措置対象者について、異なる理由で複数の支援措置の申出があることが想定されることから、「戸籍附票_支援措置対象者情報」グループと「戸籍附票_支援措置申出書情報（当初受付）、戸籍附票_支援措置申出書情報（転送受付）」グループは宛名番号にて紐づきますが、申出書情報それぞれに支援措置管理番号を附番して開始・終了年月日を管理する整理としております。	2024/2/29
60	基本データリスト	全業務	機能別連携仕様に記載のとおり、他業務システムから連携されるデータ項目が自業務の基本データリストに規定されていないのはなぜか。	2022年度において、複数事業者からのご意見を踏まえ、基本データリストには当該業務システムが出力するデータのみを規定する整理としたため、他業務システムから提供を受けるデータ項目は規定しておりません。 ただし、以下のケースは基本データリストに規定します。 1. 当該業務システムが管理して出力すべきデータとして保管する場合 （例：介護保険においては、住民記録システムからではなく介護保険システムから認定審査会サブユニットに住民情報を連携） 2. 他業務から受領後に当該業務システム内でデータ更新・管理する場合 （例：個人住民税における1/1時点の住民情報）	2024/2/29
61	基本データリスト	子ども・子育て支援	施設利用情報テーブル(利用希望施設)として施設区分を追加し、市で利用調整する申請(保育所等)と施設と直接契約し、利用調整しない申請(幼稚園および認可外保育施設等)を区別した管理ができるか。	下記のグループにより、現状の規定でご指摘の区別がされている認識です。 ///// <ul style="list-style-type: none"> ・市で利用調整する申請(保育所等)⇒「施設利用情報（利用希望施設）」グループ ・施設と直接契約し、利用調整しない申請(幼稚園および認可外保育施設等)⇒「施設等利用認定情報（施設等利用給付利用予定サービス）」グループ 	2024/2/29
62	基本データリスト	住民基本台帳	コードID：018 続柄について、「96_縁故者」になる場合はどのような時か。	縁故者には、親族で世帯主との続柄を具体的に記載することが困難な者、事実上の養子等が該当します。	2024/5/31
63	基本データリスト	住民基本台帳	コードID：018 続柄について、「99_同居人」になる場合はどのような時か。	「99_同居人」について、妻、子、父、母、妹、弟、子の妻、妻（未届）、妻の子、縁故者等になり得ない場合となります。	2024/5/31
64	機能別連携仕様	住民基本台帳	外国人住民における帰化、日本人住民における国籍喪失も「消除の事由」に含まれているが、帰化・国籍喪失の異動日を他業務に「消除の異動年月日」として連携する場合、帰化・国籍喪失であることを判断するにはどうすればよいか。	国籍喪失・帰化等の場合は、データ項目ID：00100015 異動事由において、「消除_職権消除（国籍喪失）」又は「消除_職権消除（帰化等）」が出力されるため、当該項目で判断いただくことを想定しております。	2024/5/31

No.	分類	業務名	質問	回答	掲載日
65	機能別連携仕様	住民基本台帳	連携ID：001o021,001o022に規定されたデータ項目はそれぞれ、連携ID：001o010、001o016にすべて含まれていた。新たに分割した意図は何か。	不要な連携項目を除いた形で支援措置申出書情報を連携することを目的としています。 上記より、支援措置対象者の相手方情報の連携が必要な業務とそれ以外で明確に連携IDを分けております。	2024/5/31
66	機能別連携仕様	住民基本台帳	連携ID：001o005 について、当連携IDの連携機能名Lv1に「異動に伴う」との記載があるため、異動累積データの連携と読み取っている。住民記録システムから選挙人名簿管理システム等への連携では、異動累積データの他に、最新の全住民データの提供が必要となるが、どの連携IDで対応すれば良いか。	データ要件・連携要件標準仕様書（総論）において、全件連携を可能とする内容を記載しております。 上記より、連携ID:001o005において、全件出力もご対応いただようお願いいたします。 【参考】データ要件・連携要件標準仕様書（総論） 3.4 連携技術仕様 「ファイル連携の場合は、原則、差分連携とするが、事業者と地方公共団体の判断で全件連携とすることも可能とする。」と記載	2024/5/31
67	基本データリスト	子ども・子育て支援	該当箇所：世帯課税情報 第2.4版において該当箇所のグループの実装類型が必須に変更されているが、有意な値が出力される項目すべてのデータ出力条件が「任意」とされている理由は何か。	標準仕様書関連箇所の機能IDが全て実装必須である場合は、実装類型は必須としています。他方、実装必須機能に基づいて規定された項目であっても、空白になる可能性もある項目については、データ出力条件は実装類型が必須であっても任意になるケースは存在します。	2024/5/31
68	基本データリスト	健康管理	基本データリストの「乳幼児健診結果（その他健診）」グループについて、複数の種類の検診を扱う性質のものと思えられるが、健診の種類を表す項目がない。どのように健診の種類を判断するのか。	「乳幼児健診結果（その他健診）」グループは、グループ構成表の備考に記載のとおり、同一レイアウトで複数作成可能（最大30）なグループとなります。各健診ごとにグループが作成されることから、健診の種類を判断するデータ項目を管理しておりません。 【参考】 健康管理システム標準仕様書 本編「第3章 機能・帳票要件 1. 機能・帳票要件 （3）管理項目の定義について」をご参照ください。	2024/5/31 2024/12/25更新
69	基本データリスト	健康管理	データ項目ID：019 01563「母子健康手帳交付情報」の「届出番号」について、具体的な採番のルールなどが明示されていないが、届出番号は妊娠届出情報全体の中で一意なのか、宛名番号毎に一意なのか。	届出番号は、妊娠の届出があった場合に付番し、出産期まで同一の番号を利用するものとなりますが、「届出番号」は「宛名番号」毎に一意であれば良く、必ずしも「宛名番号」が異なっても同一届出番号が付番されないわけではありません。一方で、宛名番号毎に一意であれば良いので、妊娠届出情報全体で一意であっても問題ございません。 なお、当該番号に限らずではございますが、採番ルールそのものについて、当庁においてルールを定める想定はございません。	2024/5/31
70	機能別連携仕様	全業務	公金受取口座の対象事務を有する業務の標準仕様書において、「情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できる」等の機能要件が定められているが、各業務の機能別連携仕様には公金受取口座情報照会に係る連携インターフェースの記載がない。どのように連携する想定か。	各業務システムは、団体内統合宛名機能と連携し、中間サーバーを介して情報提供ネットワークに公金受取口座等の各種情報を照会することを想定しております。 そのため、公金受取口座情報照会を行う各業務システムでは、「情報照会等に関する団体内統合宛名機能からの各種情報受信のための連携インターフェース」を規定しています。	2024/10/31

No.	分類	業務名	質問	回答	掲載日
71	基本データリスト	住民基本台帳	グループID：001023（除票用データベース）の説明に「レイアウトは住民情報グループ・統合記載欄C類型管理・通称履歴管理・メモ情報・住民基本台帳_抑止設定管理と同様とする。」と記載されている。5年経過した除票に対しても支援措置が必要であるため、支援措置グループを除票用データベースのレイアウトに追加する必要があるのではないか。	除票用データベースは、住民記録システムで管理する住民票の除票のデータを管理する想定です。当該除票が支援措置対象である場合、住民基本台帳_抑止設定管理の抑止事由にて支援措置対象であることを判断可能と想定されるため、住民基本台帳_抑止設定管理がレイアウトに含まれておれば、問題ないと考えております。	2024/10/31
72	基本データリスト	住民基本台帳	データ項目ID：00100023 氏名_外国人ローマ字 データ項目ID：00100024 氏名_外国人漢字 データ項目ID：00100034 通称 上記項目について、データ出力条件が「任意」で規定されている。他方、データ項目ID：00100037 氏名優先区分が上記データ項目を使う区分となっていた場合、上記データ項目は必須で設定するものと想定されるため、出力条件は「条件付き必須」が正しい規定と思われるが「任意」で規定されているのはなぜか。	データ項目ID：00100037 氏名優先区分は当該外国人が希望する送付先の記載（宛名）を管理するため規定されており、通称等を持たない外国人において通称名を使う区分を設定することは想定されておりません。 そのため、例としてデータ項目ID：00100037 氏名優先区分で通称名を使用する区分を選択するのは、「通称」を管理している場合に限られるため、データ項目ID：00100034 通称のデータ出力条件は「条件付き必須」ではなく、「任意」で規定しております。	2024/10/31
73	機能別連携仕様	住民基本台帳	連携ID：004o008及び004o009について、戸籍附票システムへ支援措置に関する情報を照会する連携インターフェースが規定されているが、支援措置制度は住所地で申請すると事務処理要領で定められている認識であり、当該連携インターフェースは不要ではないかと考える。戸籍附票管理地での支援措置の申請が可能であるということか。	事務処理要領においては「市町村長は、その備える住民基本台帳に記録又はその作成する戸籍の附票に記載されている者で、次に掲げる者から、コに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける」としており、支援措置の申出は住所地に限定されていません。戸籍附票管理地に申出があった場合、当該申出者の住民票を保存する他の市町村に対しても併せて支援措置の実施を求めることが可能となっております。	2024/10/31
74	機能別連携仕様	住民基本台帳	連携ID：001o013について、データ項目ID：00100532 申請紐付符号が転出証明書情報の提供のための連携インターフェースとして規定されている。 他方、住基ネットから連携される「転出証明書情報」には「申請紐付符号」に対応する項目は存在しないが、今後追加予定はあるのか。	申請紐付符号については、既存住基システム改造仕様書（インタフェース編）の「3.3.3 業務電文」「（3）転出証明書情報送信(839Y)」の項番23に追加されましたので御確認願います。	2024/10/31
75	機能別連携仕様	障害者福祉	連携ID：019o023 連携ID：019o024 連携ID：019o025 上記連携IDについて、「精神障害者保健福祉手帳情報」「自立支援医療（精神通院医療）情報」「自立支援医療（育成医療）情報」は、障害者福祉システムで管理するデータと認識しているが、健康管理システムで管理および連携する仕様にはどのような意図があるのか。	障害者福祉システム標準仕様書の「図1-5 一部の機能を他業務システムとして調達する場合のイメージ」に記載のとおり、障害者福祉システムから一部の機能を切り出して健康管理システムで調達・利用する場合に必要な連携機能となります。このように一部の機能を別システムにおいて調達する場合、その機能については障害者福祉システムの機能として調達しないことが可能です。	2024/10/31
76	基本データリスト	児童手当	基本データリストのデータ項目/項目定義/項目説明について、第2.4版において「児童手当等」の記載が「児童手当」に変更されているが、令和6年9月以前の特例給付に関する情報は、変更後の「児童手当」を「児童手当等」に読み替えてデータを管理しても問題ないか。	児童手当法施行令の一部改正を踏まえ、児童手当システム標準仕様書において「児童手当等」の記載が「児童手当」に変更されたことに伴い、基本データリストの記載もあわせて変更を行っております。 他方、令和6年9月以前における特例給付の受給者情報については、ご認識のとおり「児童手当」を「児童手当等」に読み替えてデータ管理を行っていただくことに差し支えございません。	2024/12/25

No.	分類	業務名	質問	回答	掲載日
77	基本データリスト・機能別連携仕様	特定健診等	なぜ、令和6年11月のタイミングで特定健診等の基本データリスト・機能別連携仕様を作成されたのか。	令和6年8月に、厚生労働省より、特定健診等標準仕様書【第1.0版】が公開されたことを踏まえ、当該仕様書に対応する特定健診等のデータ要件・連携要件標準仕様書の各論（基本データリスト・機能別連携仕様）を作成いたしました。ただし、特定健診等システム標準仕様書【第1.0版】に記載のとおり、特定健診等については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号。以下「対象事務政令」という。）に規定されておらず、令和6年12月時点では、地方公共団体情報システム（令和3年法律第40号）に基づく義務が生じるものではありません。適合基準日が、令和11年4月1日とされていることも踏まえ、対象事務政令の改正について調整いたしますが、現時点においては、参考としての資料公開となります。	2024/12/25